

**「障害年金業務支援システムサーバ設備等のリース及び保守業務(令和7年度～令和14年度)一式」
調達仕様書(案)に係る意見招請等の回答について**

令和7年6月

日本年金機構
システム企画部

項番	仕様書の該当箇所		照会事項	回答
	頁	章番号等		
1	調達仕様書 P3	1.6.2 延長契約	「契約延長(最大1年を想定)を可能とし、かつ延長契約期間においても保守対応が可能となるハードウェアを選定すること。」との記載がございますが、令和16年1月末までの契約延長を考慮した場合、最大で約7年間使用することとなります。スキャナのメーカーの保守提供可能な期間が最長5年までと回答が来ております。 そのため、契約延長を含む契約期間中に、製品のサポート期間の終了が避けられない場合は、予め機器を確保することや機器を交換して対応することも可能とするよう、要件緩和をお願いいたします。	原則として、調達仕様書「1.6.2 契約延長」に記載されているとおり、契約延長を可能とし、かつ延長契約期間においても保守対応が可能となるハードウェア製品を選定願います。 なお、予め機器の確保による延長対応、又は機器の交換による延長対応の提案を妨げるものではございませんが、当該対応により発生する対応は受託者にて実施願います。
2	調達仕様書 P5	1.6.2 契約延長(1)	「契約期間満了後、継続して契約を行う場合には、その期間についてもシステムの保守を行うこと。なお、本契約の契約変更及び延長契約に際しては、価格交渉に応じること。」 (1)ハードウェア保守経費、市販ソフトウェア保守経費及びシステム運用経費に関しては、同等のサービスを同額又はそれ以下で提供すること。」の記載がございますが、製品によっては年単位の契約更新となるサポートや保守がございます。日本年金機構様との契約延長期間が年単位ではない場合におきましても、年単位費用で協議させていただけますようお願いいたします。 また、製造元の都合により予期せずサポートの提供が終了してしまう可能性がございます。その場合同等のサービスの提供が困難となるため、想定外のサポート終了が判明した時点で別途協議をさせていただけますようお願いいたします。 上記について、協議可能な旨を調達仕様書へ記載いただけますようご検討をお願いいたします。	延長契約の期間が1年に満たない場合においても、原契約における月次のハードウェア製品保守経費、ソフトウェア製品保守経費及びシステム運用経費と同額又はそれ以下で提供願います。 また、「有償サポート契約の締結」、「納入時点における契約期間を満たす製品の選定」等の対応を行ってもなお、製造元の都合によりセキュリティパッチ等の提供が本調達の契約期間内に終了することとなった製品については、本受託者、関連業者および機構は、バージョンアップ等対応の要否を判断するため、協議を行うこととします。
3	調達仕様書 P5	1.6.2 契約延長(1)	契約延長時、「ハードウェア製品保守経費、ソフトウェア製品保守経費及びシステム運用経費に関しては、同等のサービスを同額又はそれ以下で提供すること。」 「なお、同等のサービスを同額又はそれ以下で提供することが困難な場合は、受託者にてその妥当性を製品ごとに定量的な数値を用いて証明することとし、対応条件及び対応方法等について、協議の上、決定する。」とございますが、協議内容について市場価格の動向と技術革新、延長時の状況を鑑みて、契約金額について貴機構と協議することができるという認識でよろしいでしょうか。 また、「1年を超える契約延長の場合、ソフトウェア製品保守経費は、延長後の全ての期間において同等のサービスを同額又はそれ以下で提供すること。」につきましても、全ての期間において保証することは困難な為、文言の削除をお願いできますでしょうか。	調達仕様書「1.6.2 契約延長(2)」に記載のとおり、同等のサービスを同額又はそれ以下で提供することが困難な場合は、本案件受託者にてその妥当性を製品ごとに定量的な数値を用いて証明することとし、対応条件及び対応方法等について、協議を行うこととします。 定量的な数値の証明の例として、製品メーカーがホームページ等で公表した保守対象製品の価格高騰等による提供価格への影響が記載された資料等が該当します。 また、1年を超える契約延長時においても、同様に協議を行うこととします。 なお、仕様書記載のとおり、対応を実施して頂くことから、文言の削除はいたしません。
4	調達仕様書 P5	1.6.2 契約延長(1)	契約期間の延長により、部分集約を行う場合、部分集約に伴う納入成果物の変更、環境変更、動作検証等の追加作業が発生する認識です。 当該追加作業は、部分集約に伴う座席経費の変更契約を実施する際に、貴機構と協議の上あわせて変更契約を行う認識で相違ないでしょうか。	契約期間の延長による追加作業に関する対応については、協議を行うこととします。
5	調達仕様書 P5	1.6.2 契約延長(2)	「延長後の全ての期間において、ハードウェア保守経費、ソフトウェア製品保守経費及びシステム運用経費を除く月額のリース料を、本調達のリース料の1/12以下とすること。また、延長期間に1か月に満たない日数がある場合は、当該期間を日割りとする。」とございますが、日割りの対象はリース対象部分で、ハードウェア製品保守経費、ソフトウェア製品保守経費は対象外の認識で相違ないでしょうか。	調達仕様書「1.6.2 契約延長(2)」に記載のとおり、延長期間に1か月に満たない日数がある場合は、リース料及びシステム運用経費については日割り対応願います。 また、ハードウェア製品保守経費、ソフトウェア製品保守経費についても、日割り対応が可能となるよう対応願います。 なお、製品ごとに日割りに関する協議は可能なため、本案件受託者にてその妥当性を証明願います。
6	調達仕様書 P15	表 4.2.1.1 成果物一覧	「初期動作確認結果報告書」の納入期限が「機器納品期限まで」とありますが、初期動作確認は機器を納入後実施及び報告となるため、納入期限を「初期動作確認完了後」等へ記載見直しを検討頂けますようお願いいたします。	調達仕様書「表 4.2.1.1 成果物一覧 項番11」に記載のとおり、「初期動作確認結果報告書」の納品をもって、機器の納品検査が完了することから、「初期動作確認結果報告書」は機器納品期限までに納品願います。
7	要件定義書 P12	4.3.1 ハードウェア製品数及び設置場所	要件定義書「表4.3.1.2」および「表4.3.1.3」※1にて「負荷分散装置を物理または仮想のどちらかで構築を行う必要があるため、ハードウェア製品またはソフトウェア製品について提案すること」とございますが、仮想の場合ソフトウェア製品の選定についても受託者の提案となる認識で相違ないでしょうか。また、負荷分散装置のスペックについては、要件定義書「表4.11.3.4 負荷分散装置要求仕様」を参照の上、必要リソースのサイジングやサイジング結果を含めた物理サーバのスペック検討が必要な認識で相違ないでしょうか。 仮想で負荷分散装置を導入する場合の製品指定やリソース指定などありましたら、仕様書への記載をお願いします。	ご要望を踏まえて、要求仕様を検討し、本公示にて提示いたします。

項番	仕様書の該当箇所		照会事項	回答																																				
	頁	章番号等																																						
8	要件定義書 P13	表 4.3.1.2 調達対象のハードウェア製品(本番環境)	表4.3.1.2 調達対象のハードウェア製品(本番環境) ※1に「また、Windows用VMサーバ台数は最小構成のため、受託者が提案するシステム構成を踏まえて必要な台数とすること」と記載がありますが、別途調達されるソフトウェア調達のライセンス体系について、サーバOSなど、物理サーバのコア数を元にライセンスカウントされる製品がございます。 調達仕様書以上の台数やコア数を提案する場合は、受託者にて追加に必要なソフトウェアライセンスを納入いただく認識で相違ないでしょうか。 認識相違ない場合、※1に以下の記載を追加お願いします。 なお、関連事業者が調達する市販ソフトウェアは要件定義書に記載の台数及びコア数分のため、ライセンス違反とならないよう、追加提案する機器の台数やコア数分の市販ソフトウェアを用意すること。	ご要望を踏まえて、要求仕様を検討し、本公示にて提示いたします。																																				
9	要件定義書 P13	表 4.3.1.3 調達対象のハードウェア製品(稼働維持環境)	表 4.3.1.3 調達対象のハードウェア製品(稼働維持環境)に記載されているHUBについて、設置拠点Aには1台のみの記載となっておりますが、「要件定義書 P16 (2)可用性に係る対策 ①ハードウェア全体の可用性要件」にて、「ハードウェアは、冗長化構成とし、障害時の業務への影響を極小化すること。」と記載があるため、冗長構成を考慮すると2台が必要と認識しております。認識相違ない場合、記載内容のご確認および見直しをお願いいたします。	HUBの冗長化のための機器追加については、システム影響及び接続する機器等、故障対応時間を踏まえ、受託者の提案に委ねます。																																				
10	要件定義書 P16	表 4.5.1.1 可用性に係る目標値	表 4.5.1.1 可用性に係る目標値があります。別紙3:サービスレベル設定項目の目標値と不整合がございます。 本受託事業者としては、別紙3:サービスレベル設定項目の目標値に遵守する認識で相違ないでしょうか。 また、要件定義書P.53 「表 4.15.2.1 納品製品の保守対応時間」の保守対応時間には以下のように平日稼働日、休日稼働日共に8:15~22:00の記載がございますが、「表 4.5.1.1 可用性に係る目標値」の記載として、「システム停止を伴う障害(営業日の5時から22時)」とあり、保守対応時間外を指定されている認識です。認識相違ない場合、保守対応時間もしくは可用性に係る目標値の時間について、記載内容の確認及び見直しをお願いします。 表 4.5.1.1 可用性に係る目標値 <table><tr><th>項番</th><th>指標名</th><th>目標値</th><th>項目説明</th></tr><tr><td>1</td><td>稼働率</td><td>99.7%以上</td><td>稼働率=(A-B)/A×100 A=業務稼働時間(計画停止時間除く) B=サービス停止時間(縮退運転時間除く) ・障害により冗長化構成で縮退運転している状況は稼働とみなす。 ・計画停電又は定期保守等の事前に計画された停止時間は除く。 ・ネットワーク、電源供給、空調の不備、災害等、本システム以外の責に帰すべき事由による停止時間は、停止時間として取り扱わない。</td></tr><tr><td>2</td><td>平均復旧時間</td><td>4時間以内 翌営業日の8時まで 翌営業日中</td><td>・システム停止を伴う障害(営業日の5時から22時) ・システム停止を伴う障害(上記以外の時間帯) ・システム停止を伴わない障害</td></tr></table> 表 4.15.2.1 納品製品の保守対応時間 <table><tr><th>項番</th><th>対応</th><th>項目</th><th>時間帯</th></tr><tr><td>1</td><td>納品製品の保守(本番環境)</td><td>平日稼働日</td><td>8:15～22:00</td></tr><tr><td>2</td><td></td><td>休日稼働日</td><td>8:15～20:00</td></tr><tr><td>3</td><td>納品製品の保守(稼働維持環境)</td><td>平日稼働日</td><td>9:00～17:00</td></tr><tr><td>4</td><td>納品製品の保守(遠隔地)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>5</td><td>スキャナの保守</td><td>平日稼働日</td><td>9:00～17:30</td></tr></table>	項番	指標名	目標値	項目説明	1	稼働率	99.7%以上	稼働率=(A-B)/A×100 A=業務稼働時間(計画停止時間除く) B=サービス停止時間(縮退運転時間除く) ・障害により冗長化構成で縮退運転している状況は稼働とみなす。 ・計画停電又は定期保守等の事前に計画された停止時間は除く。 ・ネットワーク、電源供給、空調の不備、災害等、本システム以外の責に帰すべき事由による停止時間は、停止時間として取り扱わない。	2	平均復旧時間	4時間以内 翌営業日の8時まで 翌営業日中	・システム停止を伴う障害(営業日の5時から22時) ・システム停止を伴う障害(上記以外の時間帯) ・システム停止を伴わない障害	項番	対応	項目	時間帯	1	納品製品の保守(本番環境)	平日稼働日	8:15～22:00	2		休日稼働日	8:15～20:00	3	納品製品の保守(稼働維持環境)	平日稼働日	9:00～17:00	4	納品製品の保守(遠隔地)			5	スキャナの保守	平日稼働日	9:00～17:30	ご要望を踏まえて、要求仕様を検討し、本公示にて提示いたします。
項番	指標名	目標値	項目説明																																					
1	稼働率	99.7%以上	稼働率=(A-B)/A×100 A=業務稼働時間(計画停止時間除く) B=サービス停止時間(縮退運転時間除く) ・障害により冗長化構成で縮退運転している状況は稼働とみなす。 ・計画停電又は定期保守等の事前に計画された停止時間は除く。 ・ネットワーク、電源供給、空調の不備、災害等、本システム以外の責に帰すべき事由による停止時間は、停止時間として取り扱わない。																																					
2	平均復旧時間	4時間以内 翌営業日の8時まで 翌営業日中	・システム停止を伴う障害(営業日の5時から22時) ・システム停止を伴う障害(上記以外の時間帯) ・システム停止を伴わない障害																																					
項番	対応	項目	時間帯																																					
1	納品製品の保守(本番環境)	平日稼働日	8:15～22:00																																					
2		休日稼働日	8:15～20:00																																					
3	納品製品の保守(稼働維持環境)	平日稼働日	9:00～17:00																																					
4	納品製品の保守(遠隔地)																																							
5	スキャナの保守	平日稼働日	9:00～17:30																																					
11	要件定義書 P30	表 4.11.3.1 項番3	「CPUのSPECint_rate_base2017で582以上」とありますが、緩和は可能でしょうか。	ご要望を踏まえて、要求仕様を検討し、本公示にて提示いたします。																																				
12	要件定義書 P32	表 4.11.3.3 L2スイッチ(業務/監視)要求仕様	L2スイッチ(業務/監視)については、以下の要件も満たす必要がある認識です。 必要に応じて要求仕様の見直しをよろしくお願いいたします。 ・AUTO-MDIX 機能を有すること。 ・スタック接続用のインターフェースを有すること。 ・L2スイッチ(監視)との接続インターフェース(100BASE-TX/1000Base-T×2ポート)	ご要望を踏まえて、要求仕様を見直し、本公示にて提示いたします。 なお、「スタック接続用のインターフェースを有すること」については、要件定義書「表 4.11.3.3 L2スイッチ(業務/監視)要求仕様」項番6の記載のとおりです。																																				

項番	仕様書の該当箇所		照会事項	回答
	頁	章番号等		
13	要件定義書 P32	表 4.11.3.3 L2スイッチ(業務/監視)要求仕様	「4.5.1(2)②物理サーバの可用性要件」には、「サーバ単体を構成する要素(電源、ファン等)の冗長化を考慮するとともに、複数サーバによる冗長化構成を前提とすること。」とございます。 ネットワーク機器についても、可用性の観点から電源の冗長化が望ましいと考えております。電源冗長化の要件追加をご検討をお願いいたします。	ネットワーク機器の電源冗長化については、システム影響及び接続する機器等、故障対応時間を踏まえ、受託者の提案に委ねます。
14	要件定義書 P34	4.11.3.7	「表 4.11.3.7 運用管理端末要求仕様」について、端末のCPUは通常時のクロック数と、最大時のクロック数がございます。項番3に記載のクロック数(3.3GHz以上)については、最大時のクロック数と想定されますが認識相違ないでしょうか。相違ない場合、要求仕様明確化のため、「最大3.3GHz以上」等、要求仕様へ明記いただけますようお願いいたします。	ご要望を踏まえて、要求仕様を検討し、本公示にて提示いたします。
15	要件定義書 P33	4.11.3 ハードウェア要件	表 4.11.3.6ストレージ 要求仕様のホストインタフェースについて、本番環境：遠隔地には、10G BASE-Tの記載がございますが、本番環境：設置拠点B、稼働維持環境：設置拠点Bには記載がございません。 iSCSIインターフェースで本番環境と遠隔地で、ストレージでの筐体間コピーを実施される場合は、本番環境：設置拠点B、稼働維持環境：設置拠点Bにも10G BASE-Tが必要なため、ご確認の上、要件の見直しをお願いいたします。	ご要望を踏まえて、要求仕様を検討し、本公示にて提示いたします。
16	要件定義書 P33	4.11.3 ハードウェア要件 表 4.11.3.6	表 4.11.3.6ストレージ 要求仕様のホストインタフェースについて、「32Gbps以上の帯域を確保」との記載がございますが、FCインターフェースのことを示しているとの認識でよろしいでしょうか。認識に相違ない場合、仕様書に明記いただきますようお願いいたします。	ご要望を踏まえて、要求仕様を検討し、本公示にて提示いたします。
17	要件定義書 P35	4.11.3 ハードウェア要件 ④周辺機器 (ii) スキャナ 項番4	スキャナを制御するソフトウェアについて、「新規インストールは実施しないものとする」との記載がございますが、一方で、P.38 「4.11.4 ソフトウェア要件」には、「④ スキャナ管理ソフトウェア製品は、WM(給付用)にインストールすること。」との記載がございます。 インストールが必要な場合、「新規インストールは実施しないものとする」旨の記載の削除をお願いいたします。	ご要望を踏まえて、要求仕様を検討し、本公示にて提示いたします。
18	要件定義書 P38	4.11.4 ソフトウェア要件 表 4.11.4.1	表 4.11.4.1仮想化ソフトウェア(構成1)要求仕様について、負分散装置を仮想ソフトウェアで構成した場合に“VMware NSX Advanced Load Balancer”のソフトウェアが必要となる想定ため、記載をお願いします。 また、VMware製品の製品名称が変更されておりますため、見直しをお願いいたします。	負分散装置を仮想ソフトウェア製品で構成した際の製品選定については、受託者の提案に委ねます。 また、VMware製品の製品名称について、修正いたします。
19	要件定義書 P46	4.11.8 設計及び構築要件 表 4.11.8.3 項番5	「(※ 1)当該ソフトウェア製品については、システム開発等事業者に加え、運用管理事業者と調整のうえ、環境設計及び環境構築を行うこと。」との記載がございますが、Hyper-Vをご提案する場合、仮想化基盤ソフトウェア製品に関する環境設計、運用設計に求められる要件が不明確となっておりますので、調達仕様書への具体的な記載をお願いいたします。	ご要望を踏まえて、要求仕様を検討し、本公示にて提示いたします。
20	要件定義書 P57	4.15.2 保守業務の要件 (6)機器の移設	4.15.2 保守業務の要件(6)機器の移設①に「なお、令和11年3月までに遠隔地の移設を実施すること。」の記載がございますが、こちらの移設先をご教示いただけますでしょうか。 4.15.2 保守業務の要件(6)機器の移設②については【別紙2】関連事業者との役割分担表の項番385～389に該当する認識で相違ございませんでしょうか。 認識相違ない場合、移設にともなう作業については、【別紙2】関連事業者との役割分担表に記載が見当たりませんので、必要であれば役割分担表へ対象作業項目の追加をおねがいします。 また、移転先起因によって追加作業等発生する場合は、本契約とは別に契約させていただく認識で相違ないでしょうか。	遠隔地の移設先は契約締結後に開示いたします。 「4.15.2 保守業務の要件(6)機器の移設②」については【別紙2】関連事業者との役割分担表の項番385～389に該当し、機構及び関連事業者と調整のうえ、実施願います。 「4.15.2 保守業務の要件(6)機器の移設②」に記載のとおり、移設に係る輸送費用(輸送車の費用)のみ機構が負担することとし、その他の費用は受託者が負担します。 そのため、輸送費用のみ別途、契約を予定いたします。
21	役割分担表	項番142～145	本調達の受託者が主たる作業家となっている「現行システムのスキャナとしての基盤結合テスト」につきまして、当該テストに求められる具体的な作業範囲やテストに関する要件が不明確となっておりますので、本調達の受託者の要件定義書への記載をお願いいたします。 また、当該テストで使用する環境(WM(給付用)やネットワーク環境など)や読み取る帳票については、貴機構にて準備していただけるとの認識で相違ないでしょうか。	ご要望を踏まえて、要求仕様を検討し、本公示にて提示いたします。